

第7節

首都圏整備の推進

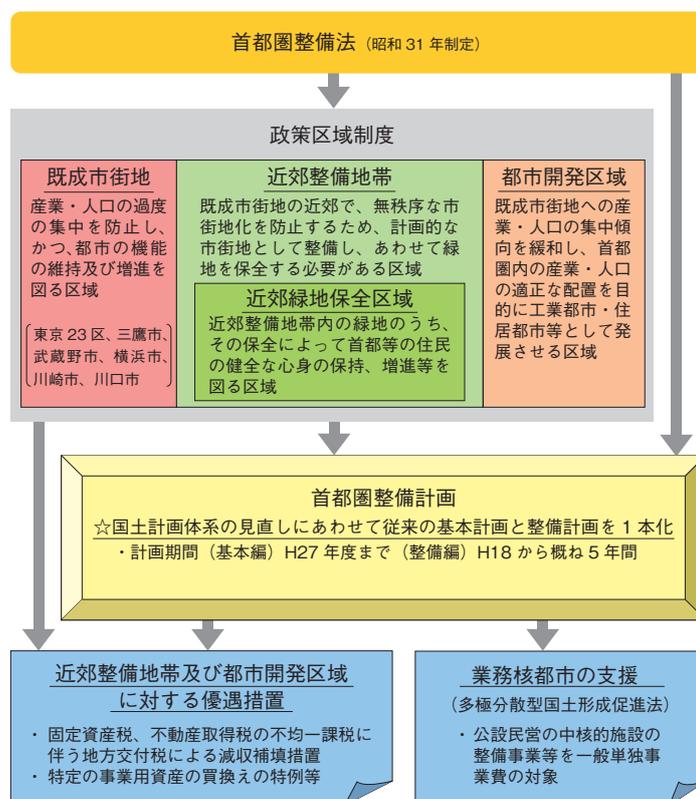
1. 首都圏整備計画

首都圏整備計画は、首都圏整備法に基づいて策定される計画であり、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の建設とその秩序ある発展を図ることを目的としたものである。

平成17年7月の首都圏整備法の一部改正により、首都圏整備計画を構成していた基本計画、整備計画、事業計画のうち、事業計画は廃止され、基本計画と整備計画は首都圏整備計画として一本化された。

首都圏整備計画は、「基本編」及び「整備編」により構成されており、計画期間は、基本編が平成27年度まで、整備編が平成18年度から概ね5年間となっている。首都圏整備計画に基づき、本報告に示しているような首都圏の整備が進められている。

図表 2-7-1 首都圏整備法の仕組み



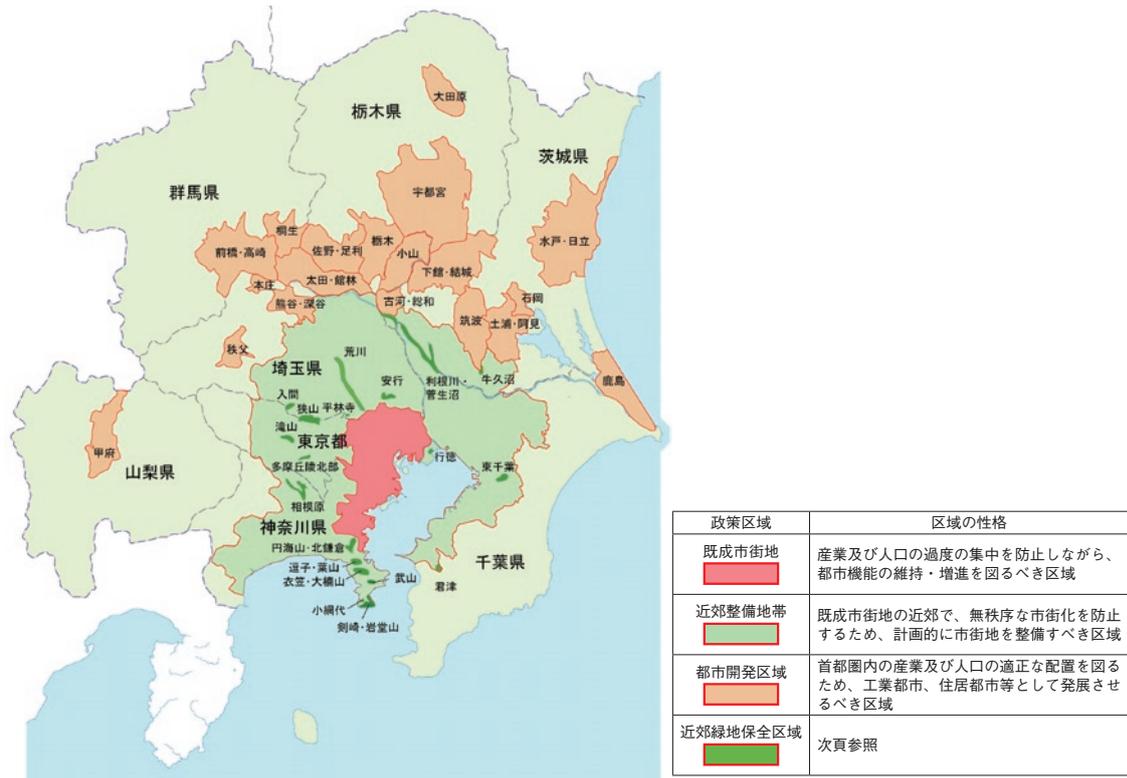
資料：国土交通省

2. 政策区域等に基づく諸施策の推進

(政策区域)

首都圏においては、その秩序ある整備を図るため、圏域内に国土政策上の位置づけを与えた「政策区域」を設定し（図表2-7-2）、この区域に応じ、土地利用規制、事業制度、税制上の特別措置等の各種施策が講じられている。

図表 2-7-2 首都圏における政策区域



資料：国土交通省国土計画局作成

(近郊整備地帯・都市開発区域における工業団地造成事業の実施)

近郊整備地帯及び都市開発区域においては、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」（昭和33年法律第98号）に基づき、地方公共団体等により、都市計画事業として、これまでに42の工業団地造成事業が実施されている（図表2-7-3）。

工業団地造成事業により造成された敷地については、工業団地造成事業の支援のため、各種の税制上の特別措置が講じられている。

図表 2-7-3 工業団地造成事業の状況 (平成20年12月)

都県名	地区数	面積 (ha)
埼玉県	3	255
千葉県	2	139
神奈川県	3	138
茨城県	14	3,864
栃木県	9	1,479
群馬県	9	593
山梨県	2	141
首都圏計	42	6,609

資料：国土交通省都市・地域整備局調べ

(近郊緑地保全区域における緑地保全の推進)

「首都圏近郊緑地保全法」(昭和41年法律第101号)に基づき、近郊整備地帯の区域のうち特に緑地保全の効果の高い区域が近郊緑地保全区域として指定され(平成20年度末現在で、19地区、15,861ha)、この区域内における建築物等の新築、改築及び増築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について、都県知事等への届出が義務づけられているなど、緑地保全の推進が図られている。

(税制上の特別措置)

首都圏整備計画の実施を支援するため、政策区域に連動し、以下の税制上の特別措置等が講じられている。

①特定の事業用資産の買換え等における課税の繰延べ措置

次の要件に該当する特定の事業用資産の買換え等を行った場合には、譲渡益の一部について課税の繰延べが認められる。

- ・既成市街地から既成市街地以外の区域への買換え等
- ・工業団地造成事業敷地の区域以外の区域から工業団地造成事業敷地の区域への買換え等
- ・都市開発区域以外の区域から都市開発区域への買換え等

②都市開発区域における工業生産設備に係る特別土地保有税の非課税措置

都市開発区域において一定の工業生産設備を新增設した場合に、当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地に係る特別土地保有税を非課税とする。

なお、①の特定の事業用資産の買換え等に係る課税の繰延べ措置の適用期限については、法人税が平成23年3月31日まで、所得税が平成23年12月31日までとなっている。②の特別土地保有税の非課税措置の適用期限については、区域指定された日から3年間となっている。

また、特別土地保有税については、②の措置に関わらず、平成15年度以降「地方税法」(昭和25年法律第226号)附則第31条により、当分の間、課税されないこととなっている。

3. 国土形成計画

(国土計画体系の見直し)

これまでの我が国の国土づくりは、開発基調・量的拡大を指向する全国総合開発計画（以下「全総」という。）を中心に展開されてきたが、我が国が人口減少時代を迎えつつある今日、成熟社会にふさわしい国土の質的向上を目指し、国土の利用と保全を重視する国土計画への転換を図るべく、国土総合開発法が国土形成計画法に改正され、全総に代えて、新たに国土形成計画を策定することとなった。

国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となる「全国計画」と、複数の都府県にまたがる広域地方計画区域における国土形成のための計画である「広域地方計画」から構成される二層の計画体系となっている。

全国計画においては、国土づくりの基本的な方針として、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく暮らしやすい国土の形成を図ることとしており、そのための戦略的目標を掲げ、多様な主体の協働によって、効果的に計画を推進すること等を検討している。

(首都圏広域地方計画の策定に向けた取組)

首都圏においては、広域地方計画策定に向け、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、政令市（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市）、国の出先機関、経済団体等を構成メンバーとする首都圏広域地方計画協議会が平成20年8月に発足しており、同年10月24日に第1回協議会が開催された。また、北関東・磐越地域における自立的発展を目指すため、隣接する東北地方の福島県・新潟県とも連携して独自の発展構想等を描き、広域地方計画に反映させることを目的として、協議会に、茨城県、栃木県、群馬県、福島県、新潟県を構成メンバーとする北関東・磐越地域分科会が設置され、協議会と同日に第1回分科会が開催された。

今後、協議会、分科会の場で首都圏の国土の形成に関する方針、目標及び広域の見地から必要とされる主要な施策等について引き続き協議されるとともに、市町村からの計画提案、パブリックコメント等の手続を経て、首都圏広域地方計画が策定される予定となっている。

4. 業務核都市の整備

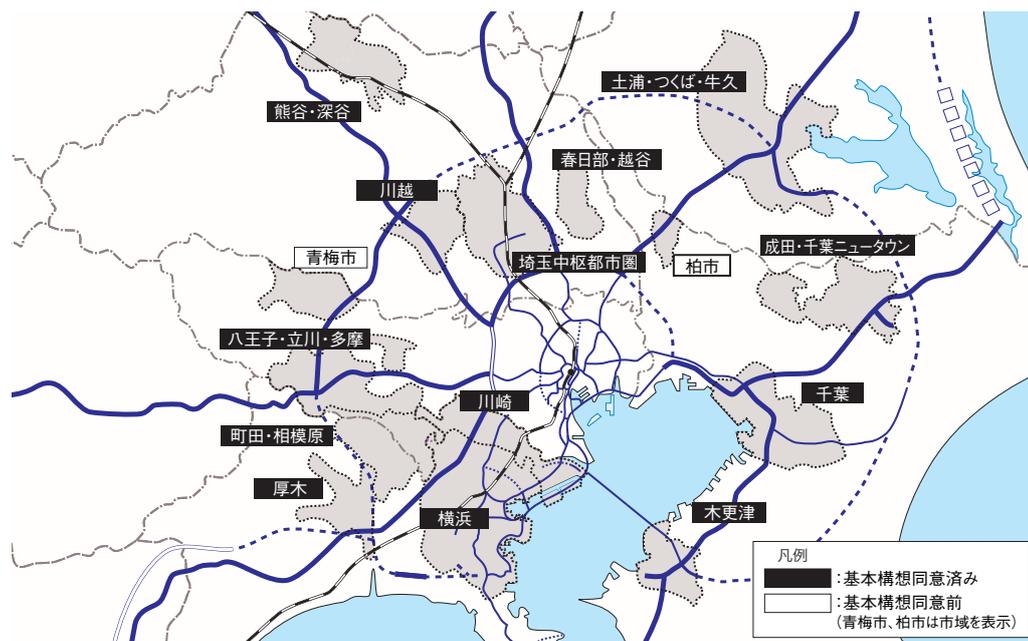
(業務核都市整備の経緯)

東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となる都市（業務核都市）を、業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成・整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくことが必要である。このため、「多極分散型国土形成促進法」（昭和63年法律第83号）に基づき、都県又は政令指定都市が作成する業務核都市基本構想に基づく業務核都市の整備の推進を図ってきたところである。

また、首都圏整備計画（平成18年9月）において、首都圏の目指すべき地域構造として「分散型ネットワーク構造」を掲げて、広域的な機能を担い連携・交流の要となる都市（広域連携拠点）の育成・整備を図ることとしており、特に東京中心部の近郊の地域においては、広域連携拠点を業務核都市として育成・整備することとしている。

平成20年度までに、承認・同意された地域は13地域となっている（図表2-7-4）。

図表 2-7-4 業務核都市の配置



資料：国土交通省資料より国土交通省都市・地域整備局作成

(業務施設集積地区、中核的施設の整備について)

都県又は政令指定都市が定める業務核都市基本構想では、特に業務施設を集積させることが適当と認められる地区（業務施設集積地区）を整備する上で中核となる施設（中核的施設）を定めており、国はこの中核的施設に対し、資金の確保等の支援を行うことにより業務核都市整備の推進を図っている。なお、平成20年度に整備された主な中核的施設は次のとおりである。

○春日部・越谷業務核都市
(平成18年3月基本構想同意)

越谷レイクタウン周辺地区では、越谷レイクタウン459・301・302街区複合施設内の駐車場及びシネマコンプレックスが平成20年9月に完成した。

(写真提供：越谷市)



5. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下利用については、平成12年に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(平成12年法律第87号)が成立し、平成13年より施行されている。

同法では、法律の対象地域(首都圏・近畿圏・中部圏：首都圏では、首都圏整備法に基づく既成市街地又は近郊整備地帯に含まれる1都4県の特別区、市町村の全域が対象。)において、上下水道、電気、ガス、電気通信、河川、道路、鉄道等の公共性の高い事業のために大深度地下を使用する場合には、国土交通大臣又は都府県知事の認可を受けた上で、原則として事前に補償を行うことなく、大深度地下に使用権を設定することができ、使用権が設定されれば、直ちに事業を実施することが可能となっている。

これにより、具体的なメリットとして、以下の点が挙げられる。

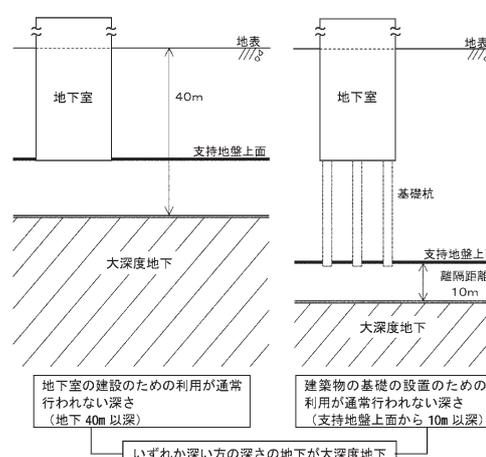
- ①権利調整のルールが明確にされたことにより、上下水道、電気、ガス、電気通信のような生活に密着したライフラインや河川、道路、鉄道等の社会資本の整備を円滑に行うことができる。
- ②社会資本整備のために利用可能な空間が道路等の公共施設の地下に限定されないため、計画立案の自由度が高くなり、合理的なルート設定が可能となる。これにより、事業期間の短縮、コスト縮減にも寄与することが見込まれる。
- ③大深度地下は、地表や浅い地下に比べて、地震に対して安全であり、騒音・振動の減少、景観の保護にも役立つ。

また、早い者勝ち・虫食いのではなく、秩序ある地下利用を行うとともに、安全の確保、環境の保全等にも配慮する必要があるため、国は「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」(平成13年閣議決定)を定め、大深度地下の使用認可の適合要件とするとともに、大深度地下の使用の認可を受けようとする事業者は、申請に先立って、事業概要書の送付及び公告・縦覧を行い、他の事業者からの申出に応じて、事業の共同化、事業区域の調整など必要な調整に努めることとしている。

これらの調整を適切に行うため、法律の対象地域ごとに、関係行政機関・関係都府県で組織する大深度地下使用協議会を設置し、大深度地下使用の構想・計画に関する情報交換や事業の共同化、事業区域の調整等の事業間調整に関する協議を行うこととしている。首都圏大深度地下使用協議会については、国土交通省関東地方整備局がその運営を行っており、平成20年6月には幹事会を開催した。

国土交通省においては、大深度地下使用制度の円滑な運用を図り、大深度地下の利用を促進するための取組を進めており、大深度地下の利用に当たって特に配慮することとされている事項について、「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」、「大深度地下の公共

図表 2-7-5 大深度地下の定義



資料：国土交通省

的使用における環境の保全に係る指針」及び「大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針」を策定した。さらに、地下施設の埋設情報等を収集、一元化する大深度地下情報システムの構築、技術的な課題の検討等の利用環境の整備を進めているところである。

6. 筑波研究学園都市の整備

(筑波研究学園都市の現状)

筑波研究学園都市は、「筑波研究学園都市建設法」（昭和45年法律第73号）に基づく「研究学園地区建設計画」と「周辺開発地区整備計画」に従って、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都東京の過密緩和への寄与を目的として整備が進められている。本都市の研究学園地区に移転・新設された国等の研究教育機関等については、現在31機関が業務を行っており、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に多くの民間研究所や研究開発型企业が立地している（図表2-7-6）。

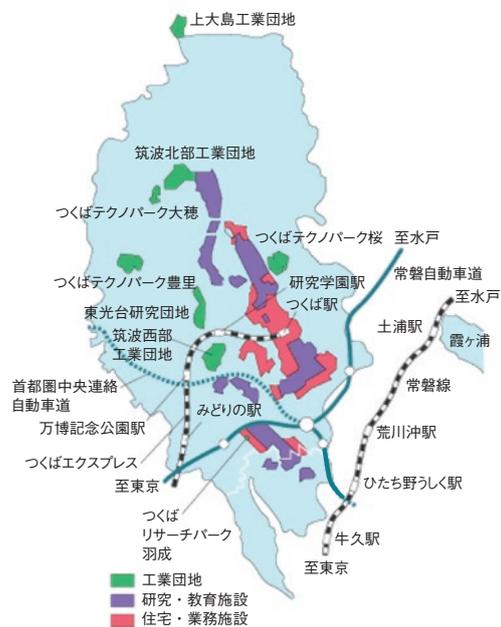
本都市の人口は平成21年1月現在で約21.0万人と着実に増加している。

(研究学園地区・周辺開発地区の整備について)

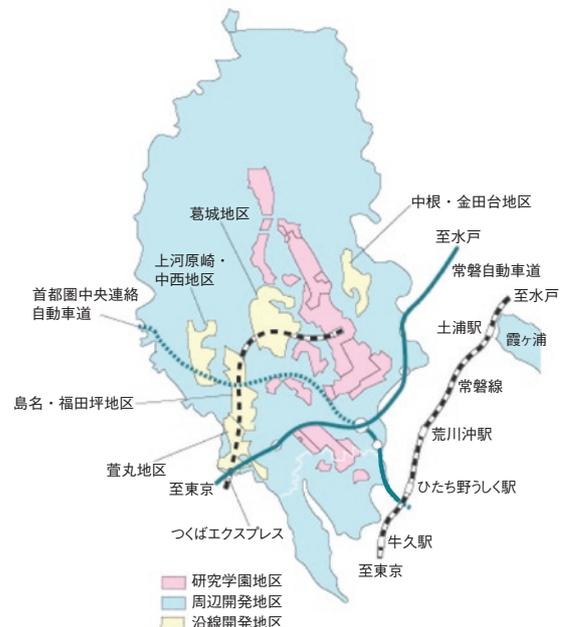
前述の「研究学園地区建設計画」及び「周辺開発地区整備計画」に掲げられた事項についてその整備実績の評価を行うと共に、最近の動向も踏まえながら、今後の筑波研究学園都市の方向性について検討を行った。

また、平成17年8月の「つくばエクスプレス」開業を契機に、各沿線開発地区では、急速な都市機能の充実による宅地開発等の整備が進むなか、研究学園都市の特性を活かした環境都市づくりに取り組んでいる（図表2-7-7）。

図表 2-7-6 筑波研究学園都市内の工業団地等



図表 2-7-7 筑波研究学園都市内の沿線開発地区等



資料：図表2-7-6、2-7-7ともに茨城県資料により国土交通省都市・地域整備局作成

7. 国の行政機関等の移転の推進

(移転に向けた取組の経緯)

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、「国の機関等の移転について」（昭和63年1月閣議決定）、多極分散型国土形成促進法及びこれに基づく国の行政機関等の移転に関する基本方針（昭和63年7月閣議決定）にのっとり、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転が推進されている。

平成20年度においては、1機関が立川市へ移転し、これにより、閣議決定で移転対象とされた79機関11部隊の中で新築・移転間もない3機関を除く76機関及び自衛隊の11部隊等（廃止等により現在は68機関11部隊等）のうち、63機関11部隊等が移転を完了した。

残る移転対象機関についても、閣議決定及び移転計画に従って移転が円滑に実施されるよう、その着実な推進を図っている。

8. 国会等の移転に関する検討

(国会等の移転の主な経緯)

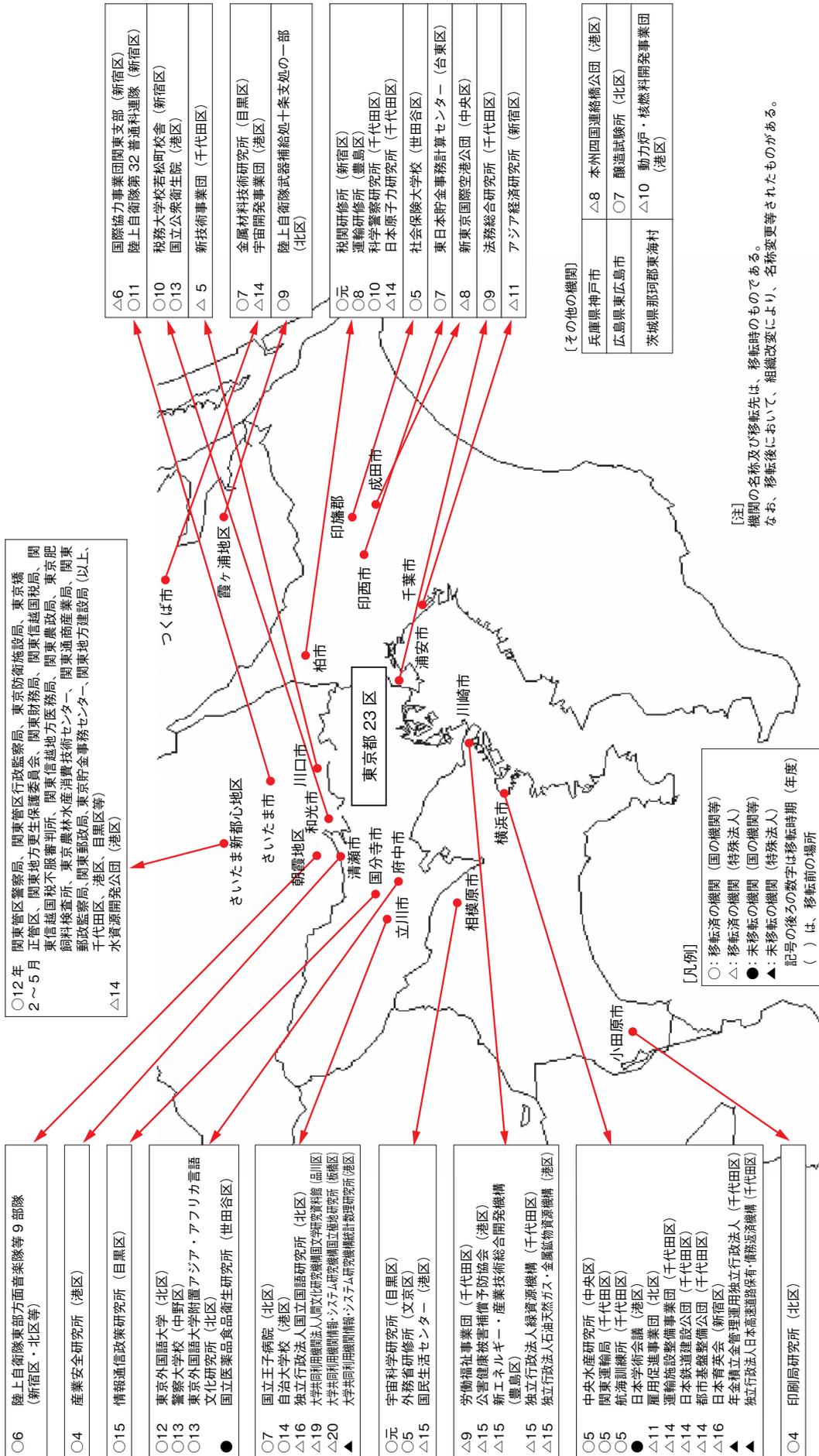
国会等の移転とは、国会をはじめとする三権の中核機能を東京圏以外の地域へ移転することを意味し、平成2年の衆参両院における「国会等の移転に関する決議」以来検討がなされてきている。平成4年には、「国会等の移転に関する法律」（平成4年法律第109号。以下「移転法」という。）が制定され、「国は、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する」とされた。移転法により設置された国会等移転調査会において、平成7年に移転の意義、移転先地の選定基準等を内容とする「国会等移転調査会報告」がとりまとめられ、さらに、平成8年の移転法の一部改正により設置された国会等移転審議会は、平成11年12月に国会等の移転先候補地の選定等についての「国会等移転審議会答申」を内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣から国会に同答申の報告がなされた。

この答申を踏まえ、平成15年には、国会において「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、平成16年12月に同協議会で「座長とりまとめ」がまとめられた。この「座長とりまとめ」では、今後、同協議会において国会等の移転の意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととされている。

政府としては、「国会の移転に関する法律」に基づき、関連する調査や国民への情報提供等、国会における検討に必要な協力を行うこととしている。

図表 2-7-8 国の行政機関等の移転先マップ

(平成21年3月現在)



資料：国土交通省